

# IPMのPR資材貸出及び配布規程

## 第1 目的

天敵昆虫等を利用する生物的防除を中心とした総合的病害虫・雑草管理（以下、「IPM」という。）技術の普及推進を図るためのPR資材の貸出にあたり、必要な事項を定める。

## 第2 使用者の要件

IPMのPR資材を使用できるのは、次に掲げる者とする。

- 1 「かごしまのIPM」PRキャラクターの使用承認を受けている農業者又は団体
- 2 その他経営技術課長が適当であると認める者

## 第3 使用の申請等

- 1 貸出の対象とするPR資材は、別添のとおりとする。但し、PR資材に追加又は更新等があった場合には、経営技術課は、県のホームページ等を通じて速やかに公開するものとする。
- 2 使用者がPR資材を使用する場合は、別紙様式の貸出申請書により、経営技術課長へ申請するものとする。

## 第4 貸出

- 1 経営技術課長は、使用が適当と認めた場合には、PR資材を貸し出す。
- 2 但し、申請が重複した場合には、経営技術課において調整を行う。

## 第5 貸出期間

- 1 貸出の期間は、最大6か月以内とする。
- 2 PR資材は、経営技術課まで返却するものとする。
- 3 但し、消費者等に対して直接配布する広報紙等については、余剰分を返却するものとする。

## 第6 使用にあたっての遵守事項

PR資材に用いているIPMのPRキャラクターは、県の登録商標であることを認識し、PR資材を無断で第三者に使用させないこと。

## 第7 使用料

PR資材の使用料は、無料とする。

## 第8 貸出及び返却の方法

PR資材の貸出及び返却は、申請者の居住地がある最寄りの地域振興局・支庁を経由するものとする。

附則 この規程は、平成25年11月8日より適用する。  
平成31年4月8日一部改正